

証明書の種類	内容	本来請求できる方
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	戸籍に記載された全員の事項を全て記載したもの	本人、同一戸籍、 配偶者、直系親族
戸籍一部事項証明書 (戸籍抄本)	戸籍に記載された一部の方の事項を全て記載したもの	本人、同一戸籍、 配偶者、直系親族
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	婚姻・死亡・転籍などにより全員が除籍になった戸籍で、全員の事項を全て記載したもの	本人、同一戸籍、 配偶者、直系親族
除籍一部事項証明書 (除籍抄本)	婚姻・死亡・転籍などにより全員が除籍になった戸籍で、一部の方の事項を全て記載したもの	本人、同一戸籍、 配偶者、直系親族
改製原戸籍 (謄本/抄本)	戸籍の改製（法改正等により、戸籍の編成単位や様式が変更されて新しく作り変えられること）があった場合の、改製前の旧戸籍のこと 謄本は全員、抄本は一部の方の事項を全て記載したもの	本人、同一戸籍、 配偶者、直系親族
受理証明書	戸籍の届出を市が受理したことを証明するもの	特別の事由がある利害関係人（本人、届出人）
戸籍届書の記載事項証明書	市に届出をした戸籍届出の記載内容について証明したもの	特別の事由がある利害関係人（本人、届出人）
身分証明書	禁治産又は準禁治産の宣告通知を受けていないこと、後見登記の通知を受けていないこと、破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するもの	本人
独身証明書	独身であることを証明するもの	本人
不在籍証明	現在、特定の本籍に特定の方が在籍していないことを証明するもの	どなたでも請求可